(3)教育研究評議会

① 設置の趣旨(目的)及び組織

ア 組織設置の趣旨(目的)

教育研究評議会は、国立大学法人法第21条に則り整備された国立大学法人上越教育大学教育研究評議会 規則に基づき、次のとおり本学の教育研究に係る重要事項を審議する。

- i) 中期目標についての意見(国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる 意見)に関する事項(本法人の経営に関するものを除く。)
- ii) 中期計画及び年度計画に関する事項(本法人の経営に関するものを除く。)
- iii) 基本規則(本法人の経営に関する部分を除く。),学則その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- iv) 教員人事に関する事項
- v) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- vi) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- vii) 学生の入学,卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に 係る事項
- viii) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ix) その他本学の教育研究に関する重要事項

イ 組織の構成及び構成員等

教育研究評議会は、学長、学長が指名した理事 (1人)、副学長、附属図書館長、学系長、専攻長、学長が指名した附属学校長 (1人)、学長が指名した教授若干人及び学長が指名した事務系職員若干人で組織されている。教育研究評議会規則において、「監事は、教育研究評議会に出席し、意見を述べることができる。」とされており、毎回、監事に出席を求めている。

② 運営・活動の状況

ア 委員会等の開催状況

教育研究評議会は,原則,第2水曜日に開催。平成28年度においては,15回(第185回~第199回)開催 した。

イ 審議された主な事項

主な審議事項は、①大学改革・大学院改革、②教員人事(教員の選考等)、③名誉教授の選考、④学則の一部改正、⑤各種団体との連携協力協定(魚沼市教育委員会、一般社団法人ジャパン・シンフォニック・ウィンズ及び上越文化会館、独立行政法人教員研修センター並びに新潟工科大学)、⑥平成28年度競争的教育研究資金の配分基準、⑦平成27事業年度及び第2期中期目標期間に係る業務実績に関する評価(経営に関する部分を除く)、⑧副学長の選考、⑨部局長等の選考、⑩情報セキュリティ対策基本計画、⑪ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの改正、⑫教育諮問会議規則の一部改正、⑬学校現場での指導経験を持つ大学教員の割合を向上するための基本方針の策定、⑭大学改革推進委員会の設置、⑮キャンパスマスタープラン2017、⑯インフラ長寿命化計画(行動計画)、⑰平成29年度年度計画、⑱年俸制・任期制を活用した大学教員を採用するための基本方針の策定、等であった。

(各回議題は,第三章 資料編-1 管理運営-(4)教育研究評議会 議事要旨 参照)

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

今年度は特に大学改革について,大学改革戦略会議の検討状況等を適宜報告し,重点的な検討を行った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

教育研究評議会は、関係法令及び本学規則等に則り設置・運営されており、十分な成果を上げている。特に、教員及び事務系職員が一体となった大学運営の観点から、役員、教員及び事務系職員で教育研究評議会を構成している。なお、監事及び非常勤の理事並びに学長特別補佐に毎回出席を求め、意見を聴取しているため、本学の運営に関し多様な意見が反映されている。